平成２２年（フ）第８６３号
兵庫県姫路市京町１丁目260番地12
債務者　赤松　有理
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７２４号
広島市東区牛田旭１丁目８番19号コーポ細川101、住民票上の住所広島県廿日市市玖島4532番地２
債務者　平田　龍太
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５３２号
広島県安芸郡府中町青崎東12番11号
債務者　中村　文和
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５３３号
広島県廿日市市宮浜温泉１丁目16番６号
債務者　今田　　裕
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５７３号
広島市安芸区矢野西４丁目57番14―1003号
債務者　椎葉　友里（旧姓柄崎）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６５４号
広島市中区基町16番６―405号
債務者　木村　康子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３８号
高知市高須３丁目２番43―９号　北村マンション202号
債務者　徳久　博子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７４１号
高知市高須３丁目21番14号　ハイネスＫＩＹＯ202
債務者　小松　利江
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７４６号
高知市弥生町３番16号　土居方
債務者　竹本　春江
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７４７号
高知市愛宕町１丁目７番15号　愛宕マンション103号
債務者　筒井　善子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７５６号
高知県高岡郡日高村下分1986番地13
債務者　森岡　末美
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７６０号
高知市竹島町37番地11　森田荘25号
債務者　筒井　晴男
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７６４号
高知市百石町３丁目６番８―705号
債務者　森木　佳世
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７６５号
高知市小倉町４番３―204号　アルファステイツ知寄Ⅱ
債務者　安藤　博司
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７７３号
高知市高須新木５番29号
債務者　松岡　正高
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７８６号
高知市十津５丁目４番３号　市住67号
債務者　岡　　友秋
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７９１号
高知市神田2612番地71
債務者　黒岩　敬典
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７９２号
高知市神田2612番地71
債務者　黒岩眞理子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高知地方裁判所破産係